

令和3年度新庄市生活・子育て応援臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活・子育てを応援する目的で、臨時特別給付金を世帯員全員が令和3年度住民税非課税の世帯へ支給いたします。また、令和3年度の住民税は課税されているが、今年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少し、世帯員全員が住民税非課税世帯と同程度と見込まれる世帯も支給対象となります。

1. 申請受付期間

令和3年10月1日（金）～令和4年1月31日（月）まで

2. 支給要件

申請時に新庄市に住民票があり、次の①又は②に該当する方

- ①世帯員全員が令和3年度住民税非課税の世帯
- ②令和3年1月からの収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少し、世帯員全員が住民税非課税世帯と同程度と見込まれる世帯

※ただし、生活保護を受給されている方、児童養護施設及び障がい児入所施設へ入所されている方は支給の対象とはなりません。

※東日本大震災に伴い避難されてきている世帯の方で新庄市に住民票を移していない方も、上記①又は②に該当する方は対象となります。

3. 支給額

- ・世帯主 1万5千円
- ・児童（平成15年4月2日以降に生まれた方）1人につき1万5千円
- ・世帯主及び児童以外の世帯員 1人につき1万円

※合計金額を世帯主様の金融機関口座へ振込みます。

4. 申請方法

- (1) ①に該当する方には、10月4日付で申請書（様式第1号）を送付しております。ただし、次に該当する方には送付しておりませんので、成人福祉課へお問い合わせください。

- 世帯の中に住民税を申告していない方がいる
- 新庄市以外の市町村から住民税が課税されている
- 住民税非課税世帯だが、令和3年1月1日に新庄市以外に住民票があり、その後転入してきた方

- (2) ②に該当する方は、収入のわかるもの（世帯員全員の1月から申請月まで及び申請

月以降の収入見込み)を用意していただき、申請書(様式第1号)及び簡易な収入見込額の申立書(様式第2号)を提出ください。

■住民税非課税世帯と同程度とは令和3年中の収入が次の程度以下と見込まれる方となります。

- 1) 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親の方は、令和3年中の合計収入見込み額が204万円以下(所得135万円以下)
- 2) 上記以外の方は、扶養親族の人数により令和3年中の合計収入見込み額が、下記の給与等合計収入以下

扶養親族(配偶者の方も含む)の人数	給与等合計収入	給与所得
0人	93万円	38万円
1人	138万円	83万円
2人	168万円	111万円
3人	210万円	139万円
4人	250万円	167万円
5人	290万円	195万円

- 3) 事業収入の方は上記の収入金額以下か、必要経費を引いた後の所得が上記の表の給与所得以下の方が該当します。

※必要経費で所得を算定する場合は、金額のわかる書類(帳簿等)をお持ちください。

5. 提出方法、提出先

- 申請書が送付された方は、同封しています返信用封筒にて送付してください。
- それ以外の方は、成人福祉課に直接申請していただくか、ご連絡いただければ、申請書と返信封筒を送付いたします。
- 提出書類は申請書(様式第1号)、世帯主の金融機関口座通帳の写し
なお、②の理由(収入が減少した)で申請される方はその他に簡易な収入見込額の申立書(様式第2号)に収入等がわかる書面の添付が必要です。

お問い合わせ先

新庄市成人福祉課高齢者福祉推進室 29-5809
生活支援室 29-5808

給与等の収入金額から給与所得の求め方

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
～550,999 円	0 円
551,000 円～1,618,999 円	給与等の収入金額 - 550,000 円
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円～1,799,999 円	$(A \times 2.4) + 100,000$ 円
1,800,000 円～3,599,999 円	$(A \times 2.8) - 80,000$ 円
3,600,000 円～6,599,999 円	$(A \times 3.2) - 440,000$ 円
6,600,000 円～8,499,999 円	$(\text{給与等の収入金額} \times 0.9) - 1,100,000$ 円
8,500,000 円～	給与等の収入金額 - 1,950,000 円

A = 給与等の収入金額 ÷ 4 (千円未満の端数切捨て)